

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成 29 年 12 月 12 日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年12月12日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年12月12日 午後3時39分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯨坂 省治	

職 務 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次長	長浦良	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	石井通稔	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第3号

日程第1 一般質問

平成29年12月12日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

この際、執行部に申し上げます。

一般質問における答弁は的確にお願いします。

それでは昨日に引き続き4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

昨日は、なかなか町長の答弁が二転三転して何が答えなのか分からないような状態になりました。なので、どれが本当の答えなのか分からないという意味も含めてもう一度確認の意味で最初の項目から質問したいと思います。

最初の特別委員会の報告の中身ですね。病院の運営の正常化をするために、そのためには町長が一番の被害者である患者さん、町民の皆さんに対して公式の場というか、きちっと謝罪すると、そしてその中で2度と不法行為、不当な介入はしませんということを公言していただく必要がある。それが病院運営の正常化の第一歩となるということでお話をさせてもらいました。

これに対し、昨日町長は承っておきますという発言だけに留まっております。本当に病院運営を正常化させるためには、そこが第一歩だというふうに考えますが、その点について再度答弁を求めます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まずは、くらて病院の管理運営については関係法令によって与えられた権限の範囲内で携わっていきたいとそのように考えています。

どのような形を求めているのか分かりませんが、改めて昨日誓約ということが言われましたけれども、そういう考えは今のところ考えておりません。

もう一度謝って下さいということに関しましては、またいつの日が時期を見て記者会見なりを行いたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

医師の招聘するためには、今これまでの町長が行った不当な介入について、それだけ町長が口を出してくるのなら、法を超えて口を出してくるのだったら行きませんというお医者さんばかりではないですか。そこが障害になっていますよということを今の理事長もおっしゃっています。ですから、その障害を取り除くためには、まずこの議会の場だけではなくて、すぐにでも町民の皆さんに謝罪し、その場で2度と不当介入を行わないという約束をしてくれということを言っているわけで、時期を見てでは時期を逸することになりますよ。

今すぐにでもやらないと医師の招聘の障害になってくると。病院の正常化、運営の正常化について第一歩はそこだということを報告の中に入れてあります。ですから、そういう意味で病院の正常化を早く進めるためにも町長がきちっと謝罪をして不当介入を行わないという約束をその場でやるということを求めているわけです。

それについてもう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

それは私、昨日も申したかと思いますが、特別委員会の中で申し訳ございませんということとは当然のことながら法律に則って、法律、条例に準拠した行動をとりますということは言ったかと思いますが。何度か町民の皆さんに対しても申し訳ございませんということは申したかと私はそのように記憶いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会の中でその話は確かに私も知っていますよ。ですが、その後の町長の発言ですよ。色々なところで挨拶したり、昨日も言いましたが、町民の皆さんが町長のところに何かの形で来られた時に、「大丈夫です、大丈夫です」というような発言もされたというふうにも聞いております。

ですから、何が本当なのかも分かりません。町長が特別委員会の中で謝罪したとは言いませんけれども、その後の発言について本当にそういう反省の気持ちを込めての謝罪だったのか、本当に今後不当介入を行わないということは間違いないのかというのが分からないです。その後の発言によってですね。

ですから、公式に内外に分かるようにきちっとした形で謝罪してくれということを言っているわけです。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そうですね、どのような形でというのはまだ思い付きませんが、それはやりたいと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程、町長もおっしゃってましたよね。時期を見て記者会見なりをやりたいと。そういう場を設けてやっていただきたいということです。お願いします。

次に、2番の裏金問題の疑惑があるということをお八代院長から聞いたのは7月6日ではないかと聞いても、町長は絶対3月21日ですというふうにお答えになりましたので、これについてはもう一致点がありませんので、これについては、はしりたいと思います。

3番の外部理事の問題です。3人、裏金問題の調査をするために外部理事を入れようとしたということですが、もう一度関係性、裏金問題を調査するに足る理事なのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは調査特別委員会でお答えしたかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般質問で答えて下さい。本会議なんですから。調査特別委員会での答えと、9月議会での岡崎議員の一般質問での答弁とも食い違ってきていますし、ここの本会議できちっともう一度おっしゃっていただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

3名の方でしょう。昨日も話したかと思えますが、2人は県会議員のご子息さんであります。もう一人の方はそちらのご親戚で特養を手伝われている方とお聞きしております。

最後の一人の方は、私がたまたま皮膚科に行っていて、その先生とも仲良くなりまして、病院を多角的に経営をされている先生でございます、相談しましたらいいですよというただそれだけのことでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

裏金問題を調査するに足る理事なのかということをお聞いているのですよ。そういう問題でこの3人の方はどういう方だったのかということをお聞いているのです。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その後に監査をしますよということは八代理事長にも話は当初はしておりました。理事会の結局、監査を入れようとしたら理事会の皆さん方から反発をされて、結局は監査が入れられなかったということがあって、その理事会の中でも多数決とお聞きしたものですからそういうことで相なりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

聞き方を変えます。この3名の理事は裏金問題を調査するのに特化した方、どういう面で特化した方なんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

別に特化したとか、そういうことは何もありませんね。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特化していない方を裏金問題の疑惑があるというだけで、理事会メンバー5人の内3人を外部理事に入れようとされた。その外部理事は何をするのですか。くらて病院のことは何も知らない方もおられるわけで、その中枢の理事会メンバーの、しかも多数決を得る5人の内の3人を外部理事に入れようとした。その意味は何なんですか。裏金問題をそれで調査できるのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

先程、言いましたように、多数決でないと調査ができないような状況だったからお願いをしたと先程も言ったとおりです。それともう一つは、今回はこの裏金の問題に特化した話であって、それを調査だけすればこの方達は、私は解任という意味合いをもってお願いをしたつもりでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

そんなことはいつ言ったのですかね。昨日の話にちょっと戻りますが、4月1日に政策推進課長と病院事務局長を新宮の老健に呼ばれて、その3名を紹介されました。どういう紹介

をされたのでしょうか。どういふことをやる理事なんだという紹介をされたのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

いますぐ、また間違っただけならいけませんので、実は私が調査特別委員会の中で話したことの議事録というのはいただいてなかったのです。昨日、宇田川議員が私に調査特別委員会の中で言われたことを言って、私は正直言いまして一人で皆さん方からたくさんの質問をされて、そして時系列もばらばらに質問が飛んできたのです。それを全部、正直言って調査特別委員会の中でも自分でも何を答えたかというのは、人間そんなに全部覚えているわけではないのです。

それで議事録を出してもらえませんかということをお願いしたら、なんかいただけないということで。宇田川議員はそれを見られて正確に言われたのだと思います。私としては、昨日ちぐはぐになったりとか、おかしい飛んだ話になったかもしれませんが、それに関しては本当に申し訳なく思っております。

ただ、私もやっと昨日休憩に入った後に初めてこの議事録をいただいたのです。昨日、色々忙しくてまだ正確に目を通しておりません。今、議員が言われたことを、また時系列に言われて、質問されて。ああ、ありました。

その理事も外部監査が終われば全部引いて下さいよということもきちっと申し上げておりましたということも特別委員会の中で申しているわけでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

町長それだけ記憶が曖昧なのに裏金問題を聞いたのは3月21日、そこだけは間違いのないと言い切っていますが、実際に秘書が2時何分かにアポの電話が入ったという記録はありますけれどもと言われますが、最初に町長が八代理事長に来るように朝、連絡しているはずですよ、事務局長に。そして、そのために呼ばれたからアポを取るために連絡したわけではないですか。その時に言われたのが当時の副理事長の職位を外すように強く要求した。そこだけですよ、病院側の説明では。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

朝、秘書が八代理事長に連絡を入れてと言ったのは、その前にアポ依頼があっていたのです。それに対して、私が秘書と連絡が取れていなかったものですから、それで秘書が連絡を入れて14時という時間を決めて来られたということですよ。

それと何度も言いますが、これは3月21日、この日にちは本当に間違いありません。私が聞いてびっくりしたものですから、帰られたあとに私は外に出て副町長にもその場で話

しましたので。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

特別委員会で色々質問されたから私も混乱してというようなお話をされましたが、だけでも町長自身が政策推進課長と病院事務局長を呼んで紹介した時に、この方達が裏金問題を調査する人ですと言ったか言わなかったか、ここの事実の一つなんですから、言ったか言わないかと言ったら、昨日は町長は言いましたと言って、後で発言の撤回もありました。

じゃあ事務局長には全く、どの場でも裏金問題の調査をする外部理事だということは言っていないのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その段階では言っていないと記憶しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ何のために外部理事3名を入れるかという説明はどこでされたのでしょうか。そんな説明もなしに、ただこの外部理事3名を入れますよということだけなのでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その段階では言っていないかと記憶しています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

4月2日に福岡のホテルに、その時も政策推進課長と病院事務局長と八代院長と呼ばれましたね。その時に外部理事3名、この方達が理事会に入りますというような紹介はされましたか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

そのように説明したかと思えます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

じゃあ何のために外部理事3名に入ってもらおうかという説明も一緒に行ったのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

それは言っていないかと思います。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

普通に町長は答えていますが、言っていないこと自体がおかしいのですよ。いきなり外部理事を3名入れるよという時に、何のために入れるかも分からなくて、そういう説明もしないでやるというのはどういうことなんでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

当時は、私自身も裏金というのはまゆつばものではないかなとそのように思っておりました。それが時系列から言いますと7月6日に八代理事長と話をして、それから以降そんなことがあったのかということがありだして私も疑いだしたのですね。ですから、その前は、私は半信半疑ですよ。まああるかも知れないという、それは分かりませんよ。だけど少なくとも病院の理事長であり院長のトップですよ、トップが私のここに来られて、「町長、事務長が裏金を作っておりますよ」と言われたら、私はびっくりしますよ。

で、私としては、何度も調査特別委員会の中でも言いましたが、じゃあ聞いて私が何もしないで、仮にほったらかしとって後々本当にそういう事例が出てきた、使い込みが出てきた、業務上横領があったとかなった時には、逆に私は理事長から、町長あの時に言っていたではないかと言われかねないのではないですか。

ですから、私としてはまさか、まさかと思いながらも、ただやっぱり調べなくてはいけないという思いがあったというのは記憶にあります。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今、町長ものすごいことを言われましたが、まず7月6日の問題で言えば、町長が老健に今までのことを謝りに行ったはずですよ。それまで二転三転した、理事長に任命する、しないとかという色々な問題で謝りに行った。八代院長が来られてということではなく、町長が謝りに行った時にその話は八代院長がされたということですよ。

裏金問題が本当にあるのかなという半信半疑のままに。半信半疑って言われましたよ、いや、今言われたじゃないですか。半信半疑のままに今、町長言われたですよ。その時に4月1日に病院事務局長を理事長に、そして外部理事3名を入れるというふうにしたわけ

じゃないですか。そして7月6日に八代理事長からまた聞いて、これはもう間違いない、本気で調査しないとイケない。いや、今そう言われたじゃないですか。どうなんですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

7月6日は八代院長には昨日言ったとおりですよ。お医者さんを何とかして下さいということで謝りにも行きました。

その日に聞いたというのは、「副町長に言っています」と。何ですかと私は聞いたのですが言われなかったのです。それで帰って副町長に聞いてくれということだったから、帰って副町長に尋ねたのです。それが例の問題ですよ、皆さん知っていると思いますが。

それから、私もなんじゃと、そういうことをするあれだったらやっぱりという思いが強くなったというのが事実です。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川議員、時間がきていますのでまとめて質問して下さい。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

なかなかまとめられません。昨日の質問で二転三転して、はっきり言って質問になってないです。昨日は、20分くらい使いましたが、私の質問時間。今日もすでに10分経ちましたが。今、半信半疑のままにという話を町長自身がされたのに私が言ったら。

言ったじゃないですか。議事録を見て下さいよ、そしたら。聞き直して下さいよ。議長、1回止めて確認して下さい。

○議長 星 正彦君

ここで暫時休憩します。確認します。

休憩 13時25分

再開 13時45分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

先程の宇田川議員の質問に対して町長の答弁、今、議事録の確認をさせていただきました。

傍聴者の皆さんには時間を掛けて申し訳ないと思っておりますが、議会はやはり正確に運営していかなければならないという立場で時間が掛かったことをお詫び申し上げます。

町長の方から再度回答があると思っておりますのでよろしく願いいたします。

町長。

○町長 徳島 眞次君

申し訳ございません。ニュアンスの違いが頭にあったものですから、半信半疑と言っておりました。

宇田川議員が言われたことに対しては訂正をいたしたいとそのように思っております。

ニュアンスの違いで、私が言いたかったのは、お互いがまだ払拭されていませんよという意味合いの言葉でした。

ですから、宇田川議員が言われているのとちょっとニュアンスが違っていたのかなというふうに思っておりました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう質問になりません。答弁があっちこっちに行っ、ニュアンスの違いとかまで言われたらどこをどういうふうに信じて質問していいのか分かりません。

ニュアンスの違いかもしれないけれども、町長は先程3月21日に八代当時の理事長から裏金問題の疑惑があるということで、そのときに半信半疑にそういうふうに思ったと。7月6日に言い方を変えれば、ほぼ確信に変わったという言い方だったと思います。

とすれば、4月1日、2日に病院事務局長を理事長にし、外部理事を3名入れる、半信半疑のままそういったことにまで手を付けようとしたということは、これは本当に裏金問題なんだろうかというふうに疑わざるを得ません。

これ以上のことはもう言いませんが、最終的には4番、2番の国保の広域化については時間もありませんので、質問をまとめてくれというふうに言われましたから、2番については割愛させていただきます。

最後に、今後病院建設、移設の問題が関わってきますが、これは65億以上のお金も掛かってきます。そういった意味で病院移設に関して透明性を図っていく必要があると思いますので、透明性の確保についてお答え下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

くらて病院事業の全ての契約手続きについては、地方自治法に準じた地方独立行政法人くらて病院契約規定が定められております。この契約規定に基づいて進めてまいりたいとそうように考えています。

くらて病院の建替事業が進められた場合は、事業主体はくらて病院になります。契約の締結について権限を有する契約責任者は病院の理事長さんになります。

契約の方法や契約の期間、あるいは競争入札の参加者の資格等もこの契約規定に沿って進められることとなります。

ただし、くらて病院において入札事務等の経験が少ないことから、その契約規定の第29条において、病院の職員以外の者にその事務を負わせることができることとされております。この規定により、くらて病院と役場とで業務委託契約を結ぶことで入札等の事務作業については役場側で行うことも可能であるということでございます。

今回、事業費が約65億円以上見込まれる中で、今議員がおっしゃいますように事業者の選定方法等については病院と協議をしながら透明性を確保し、慎重に進めてまいりたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川亮君の質問を終了します。

次に、8番議員 鯉坂省治君の質問を許可します。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

国民健康保険事業について。

2018年度から国民健康保険事業の運営に都道府県が加わり、これによって大きな変化が起こることになります。

国民健康保険は公的医療保険のひとつです。人々の医療を受ける権利を公的責任で保障する、つまり人々の医療保障を実現するものです。

国民健康保険は加入者だけで運営しているわけではありません。実は、ここに大きな意味があるのです。そもそも国民健康保険に国庫負担が投入されているのは、国民健康保険が社会保障として運営されていることを意味しています。この点が民間の保険と大きく異なります。

国民健康保険が社会保障の一環として国民健康保険が整備されてきたということの意味しています。具体的には、自助や総合扶助では決して支えることのできない、人々の医療保障を図り、受診する権利、健康になる権利、生きる権利を保障するために、公的医療保険の一つである国民健康保険が歴史的に整備されてきたわけですが、最近になって社会保障に自助、総合扶助の徹底を図るという考えを基盤においた社会保障、税一体改革が進められています。病気や不健康になる自己管理ができなかったためであるという一面的な考え方が染みこんでいるのではないのでしょうか。

貧困問題についても同様に自己責任論で片付ける風潮があるのではないのでしょうか。貧困は個人の責任によって起こるものではありません。

貧困は社会的に作り出されるものということが今から100年以上前のイギリスにおいて証明されています。自己責任、自助や家族、地域の助け合い、総合扶助、共助だけでは対応できない貧困、病気、失業等の様々な問題に対して生み出されたのが社会保障、国民健康保険ではないのでしょうか。

第1に国民健康保険の現在の状況をお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

国民健康保険税の現在の状況については、まずは保険健康課長に答弁させます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えします。

現在の国民健康保険料率は医療分の所得割で8.9%、均等割で1万8,500円、平等割で2万5,500円。

後期高齢者支援金分の所得割で2.3%、均等割で5,400円、平等割で6,900円。介護納付金分の所得割で1.9%、均等割で6,900円、平等割で4,700円。被保険者数は10月末時点で2,565世帯、4,089人となっています。

28年度決算でいえば、収納率93.01%で1人当たりの調定額が7万9,274円となっています。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

被保険者数4,089人ということで、かなり多い数になっております。

次に、介護保険の下支えをする役割を担う国民健康保険にはどのような方が加入しているか、国民健康保険に加入している方々のうち、最も多いのが無職の方です。

2015年度厚生労働省、国民健康保険実態によれば国民健康保険加入者の44.1%が無職の方です。次いで多いのが被用者34.1%、自営業14.5%、農林水産業費2.5%となっています。

加入者の所得水準で比較すれば国民健康保険は公的医療の中では所得水準が最も低くなります。国民健康保険の加入者は、年金生活者の方も多いので保険料の負担能力は高くないといえます。

国民健康保険実態調査2015年によれば、国民健康保険に加入している世帯の所得配分は、所得なしの世帯が28.4%となっています。国民健康保険に加入している4世帯のうち1世帯が所得なしという実態です。

なお、所得100万円以下の世帯は56.6%、所得200万円以下の世帯は79.5%となって、8割弱の世帯が所得200万円以下となっています。

このように数字が出ております。鞍手町では加入者1人当たりの平均所得はいくらでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

加入者一人当たりの平均所得割額は、一般分10月末現在で42万1883円となっております。

ります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

全国では83万円となっております。これ42万円はかなり低い数字で、先程言いました負担能力はかなり低いということです。

次に、2015年度で比較すれば、加入者1人当たりの年間平均所得は市町村国民健康保険で先程言いました83万円、協会健保で137万円、組合健保で200万円となって、市町村国民健康保険加入者の所得水準の低さが目立っています。

年間所得を基に算定した保険料で他の被用者保険と比較すれば、所得に占める1人あたりの保険料負担は、国民健康保険9.9%、協会健保7.6%、組合健保5.3%になります。これは2012年のデータです。

国民健康保険の高さが突出しています。組合健保の42%の平均所得しかない国民健康保険加入者が組合健保の約2倍の保険料を負担していることとなります。

国民健康保険加入者の低い所得水準から考えれば、かなりの負担を加入者に強いていることが分かります。合わせて、被用者保険料には事業者負担がありますが、国民健康保険には被用者保険の事業者負担にあたるものがないためいっそう厳しい状況となっています。

皆保険体制において、国民健康保険は他の公的医療保険に加入する人々以外の全てが加入する構造です。そのため、このようなあまりにも高い保険料設定では、セーフティネットの役割を十分に果たすことができているとは言い難いのが実態ではないでしょうか。

最も平均所得の低い国民健康保険加入者が最も高い保険料を支払っている実態があります。

第3に、加入者1人当たりの平均保険料をお願いします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

加入者1人あたりの平均保険料は、10月末現在で9万3,757円となっております。

以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは10月末現在となっております。10月までの月割りになっているということですか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

10月末現在の保険料率で計算して9万3,757円ということです。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは1年間のトータルになっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

一人あたりの平均保険料ということですね。年間になります。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

この数字はちょっと全国の平均保険料の数字と違うところがありますが、モデル世帯の国民健康保険料は、福岡県の中で鞍手町は前年度で40番目に低く21万2,800円と出ております。この数字はどうでしょうか。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君、もう一度質問をお願いします。

○8番 鯉坂 省治君

モデル世帯の国民健康保険料は、鞍手町は21万2,800円と出ております。これは市町村60の中で40番目ということになっております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

モデル世帯というのがちょっと、うちの方には資料がないのですが。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

4人家族ですね。これは給与所得が139万6千円の40代夫婦の、こども2人の4人世帯という構図になっております。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

質問を聞き違っていました。1世帯当たりということ言えば、149,462円ということになっております。10月末現在です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

分かりました。

次に、加入者1人当たりの平均医療費はいくらになっていますでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

加入者1人当たりの平均医療費は、平成28年度分で38万8,097円です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

これは全国27年度で34万9,697円と出ています。鞍手町は38万円、福岡県の中でもちょっと高い方ですね。1人あたりの医療費というのはすごく高いものになっております。

次に、法的根拠や財源補填のない法定外繰入れですが、全国市町村で総額3,900億もの繰入れをしているのはどうしてでしょうか。その理由は、市町村として加入者の保険料負担が限界にきていると考え、高い保険料負担を下げられるために行われています。

国民健康保険加入者の所得に占める保険料負担は、健保組合や協会健保、共済など他の公的医療保険の2倍、所得の2割前後が保険料となる場合もあり、保険料負担は既に限界を超えています。これ以上、増大な収納率の低下や加入者の生活困窮を生み、国民健康保険に加入しない無保険者の増大と合わせ、国民健康保険を解体させる危険性をもっています。

つまり法定外繰入れは、現在の皆保険体制を維持するために市町村がやむを得ず行っているものと言えます。本来は法定外でなく国庫負担や都道府県負担、あるいは法定繰入れで制度として対応するべきものではないでしょうか。

福岡県の国民健康保険運営方針では、持続可能な医療保険制度を構築するために激減緩和措置などで平成35年までの6年間、県繰入金による配慮と合わせて負担緩和に用いるということが出ております。

最後に、平成30年4月以降の国民健康保険の考え方を町長にお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

1月に県から示される確定件数による標準保険料率を基に応能応益割合を低所得者の負担に考慮した保険料率を算定し、国保運営協議会の意見等を踏まえながら検討していきたいとそうように思っております。

先だっても県の方がお見えいただいて、今一生懸命協議をしております。

鯉坂議員の言われることは本当に私も重々分かります。ですから何とかこの辺のところも行政内部で協議をしながら、そしてまた県とも話をしながら進めていきたいとそうのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

来年度も引き続き保険料軽減、保険料値上げを回避することをよろしくお願いいたします。これで終わります。

○議長 星 正彦君

以上で鯉坂省治君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして2点程質問いたします。

今回は9月議会でも質問させていただいた質問もありますが、時間が足りず中途半端で終わった質問がありましたので、改めてそれについては質問をさせていただきます。

まず、くらはて病院新築移転についてです。

前回も進捗状況についてお尋ねしましたが、今回また進捗状況についても12月議会にくらはて病院貸付金等特別会計に設計委託料として計上されていた町からの貸付金分が全額減額補正される議案が提出されたことから、改めて質問をさせていただきます。

スケジュールが確実に遅れる状況になっていますが、進捗状況はどういう状況かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。くらはて病院の移転建替事業については、9月議会において議案第51号くらはて病院貸付金等特別会計補正予算第1号の議決の際に、議員の皆様方から「安定した医療体制の構築が可能となるまで、地方独立行政法人くらはて病院建設事業に伴う設計業務に関する予算については、その執行を控えることを求める」という議員の皆さん方から付帯意見をいただいております。

現在、この付帯意見に対する状況の改善がまだ道半ばではないかとそのように心得ております。本議会におきまして議案第72号のくらはて病院貸付金等特別会計補正予算第2号で提案しておりますとおり、平成29年度内における実施設計に伴う予算は減額しております。

まずは医師の確保に河野理事長先生にお願いをして、医師の確保に努めているところであります。くらはて病院の河野理事長には、多大なるご尽力をいただいているところでござ

ざいます。今のところはそういう状況下でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

設計を29年度で実施を見送ることについて、県とは具体的にどのような協議があったのか、又はこれは県とでなくて鞍手町独自の判断かをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この実施設計に係る予算につきましては、平成29年度の起債予防に對しましてこの着手できない、若しくは完了できないという見込みがあることから、この要望額を残したままでは県、そして国に迷惑をかけることとなりますので、この件は、県とも協議いたしまして、判断は鞍手町の判断ですが減額することですしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは今後について、県はどのような考え方なり判断を示されているかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

直接的にこの件につきまして、県がどのような判断をもっているかというところはございません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に行きます。

収支計画の見通しです。収支計画を尋ねる前に確認ですが、このくらで病院整備基本構想は鞍手町が作成したということでもいいですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

このくらで病院整備基本構想は鞍手町が作成したものでございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それで収支計画の見直しについてお尋ねします。

町長の越権行為による、くらすて病院への不当な介入により内科常勤医師6名が辞職を表明して以後、外来や透析患者の転院が進んでいるように聞いています。また療養病棟の入院患者さんも少なくなっているというようなことも伺っています。

辞職を表明している6名の医師が実際に退職をしてしまうと、今後数名の医師を招聘できたとしても内科系の内科常勤医師6名、非常勤医師3名体制の現状とは程遠い医局体制での再出発ということになるのではないかと危惧をしています。

そこで、整備基本構想にある新病院収支計画の見直しについて、どのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

いま岡崎議員がおっしゃいましたように、くらすて病院整備基本構想の中で建替えに伴う収支計画を立てていますが、平成27年度の決算を基に診療科や人員体制などを考慮して策定しておりまして、今年度の常勤の内科医6名の退職におきましては想定しておりませんでしたので、当然、収支計画につきましては見直す必要があります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

見直しが必要であるという答弁をいただきました。

ここにある収支計画の考え方によれば、診療機能を強化することになっているわけなんです。この診療機能を強化すること自体、実際この作成当時はどういうことを考えていたのか、そのことについても答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在の病院の診療科目、医師につきましては13名の医師の方がいらっしゃいます。循環器内科が3名、乳腺外科で3名、整形外科が3名、腎臓内科と透析で1名、それから脳神経内科が1名、消化器内科が1名、そして皮膚科、整形外科2つ合わせて1名というところでございます。

そしてこれが新病院建設後につきましては、全体的に20名の医師を想定してこの収支計画は策定しております。

内訳を申しますと、循環器内科で2名、外科と乳腺外科の2つの科で3名、整形外科で3名、腎臓内科と透析で2名、脳神経内科で1名、消化器内科で2名、呼吸器内科・泌尿器科・リハビリテーション科・放射線科・脳神経外科・麻酔科で1名ずつで、全体で20名の医師

で、診療科を設けて収支計画を立てておりました。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

残念ながら現状を顧みますと非常に難しい状況になっています。

先程の答弁のように収支計画を見直すということであれば、見直しの作業に掛かる時間もかなりの時間を要するのではないかなというふうに思いますし、また、収支計画の見直しによって病院の規模がどうなのかというような根本的な話にも及んでくるのではないかなというふうにと思いますが、その辺については町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

計画通りに私は臨んでいきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

計画通りというのは、何が計画通りなのか分かりませんが、収支計画も大きく変わろうとしている中で、当然資金計画も変わってくるというふうに考えます。そうした中で何が計画通りなのかさっぱり分からないのでもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

病院の規模的なものだと思います。今222床あります、それは継続でいきたいとそのように考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

222床と、その計画通りにいきたいということですが、内科常勤医6名の先生がいらっしゃるならば、今大体入院患者さんが75から80病床の利用率がそれぐらいあります。

計画では32年度で84%、34年度以降だったか病床の利用率が90%にしようということになっています。ということは、内科の常勤医の先生が6名かそれ以上いないとそれだけの入院患者さんを診ることはできないわけですね。

そういった現状とは今程遠い中で、どうも常勤医の先生が1名か2名か分かりませんが、何名かは心当たりはあるというような状況ですが、とても現状の6名の内科医の常勤医の先生を集めるというような状況にはないというふうに思います。

そういったことからすれば、222床の病棟が例え建設して建ったとしても、そこに患者

さんを入院させて患者さんの病状をつぶさに診るという状況にはならないのではないかなというふうに思うのです。これは非常に残念なことです。地域医療にとってもまさしく危惧する状況です。

ただ病院は建った、外見はできたが、中の先生方がなかなか揃わずにいくということになると、収支は当然通常赤字を計上せざるを得ないというようなことにもなるかと思えます。そういった意味でも、非常に現状は厳しい認識を持つべきではないかなというふうに思っております。

ですから、病院は通常どおり建てますというように簡単に言える状況なのかどうか、もう一度町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員の言われることも重々分かりますよ。ですが、30日の日に河野理事長を初め、理事会の皆さん方が役場の方にお見えになりました。その時に河野理事長も言われていたのですが、確かに今は医師の確保はなかなか厳しい状況があるということもおっしゃっていましたが、新病院建替事業に着手することで、逆に医師や医療スタッフのモチベーションが上がるということもおっしゃっておられました。そして現状よりは人材医師の確保が進むことも十分に町長見込まれるということ強く河野理事長からそういう思いというのが伝わるぐらい、河野理事長が一生懸命されているのが本当にこっちに伝わるぐらいの勢いで河野理事長が行政と病院の理事会の皆さん方と、下の応接室で話をさせていただきました。そういうことも鑑みまして、鞍手町民や周辺住民の医療サービスの確保を一番に考えた時、私は河野理事長が言われるように、やはり町長前に進めましょうということには、行政としても私は何とか一緒になって支えていきたいとそのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

私の質問とちょっと違うので質問しにくいのですが、ならば先程の宇田川議員の質問の中でやはりきちっと公式の場で謝罪をし、誓約するのが必要ではないですか。そういう条件が揃って、要するに河野先生は一生懸命、本当に翻弄されて医師の確保に走り回っておられますが、鞍手町の正常化があつて、それが前提としての話なんです。ここでは答弁は求めませんが、そういうのを分かった上で先程の質問には答弁をしてほしかった。これは私の希望です。

次に進みます。

建設に係る財源の確保の見通しについてです。

くからて病院を取り巻く環境が大きく変わり、計画年度も丸々1年間、ひよっとするとそれ

以上遅れる状況ではないかなというふうに思いますが、基本設計もされていない段階ですが、病院事業債や過疎債などの財源の確保はどのようになっているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

くからて病院建替えに伴う財源65億円につきましては、半分を病院事業債、半分を過疎債を充てることとしていますが、その地方債を起こす場合には地方債同意等基準というのがございます。これによりまして総務省に過去3年間の決算状況を基にした収支計画を提出しなければならないこととなっております。一番大きく借入をするタイミングとすれば、31年度、32年度となると思いますが、31年度の起債協議においては提出する資料の年度は、28年度、29年度、30年度の決算状況、それから最終年度の32年度の起債協議の際には、29年度、30年度、31年度の決算状況に基づいて収支計画を提出することになりますので、状況としては大変厳しい状況ということは十分見込まれます。

ただし、地方債同意等基準運用の要綱に基づけば、「事業開始後一定期間内において収支相償する事業であることが収支計画において確認できるものを対象とする」というところにもなっておりますので、確かに30年度以降、病院が建ち上がるまでにつきましては、かなり収支は悪化する、おそらく赤字決算になるかということとは十分想定されます。

ただそれ以降、病院が建ち上がりまして健全な経営が見込まれるというところを国にこれが説明できればこの財源につきましては、確保できるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、キーとなるのは医師の確保ということになるかと思えます。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

以前も何度か質問をさせていただきました公立病院に係る財政措置の取り扱いについて、この中で調書を別記表記様式の7から9までを提出するようになっています。

その中で今まで恐らく提出をしてきて、病院事業債の地方交付税措置や過疎債について県との協議を行ってきたと思うのですが、当然また中身も変わってくるというお話ですので、再度もう一度見直した中で提出をしなおすということになるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今、議員さんがおっしゃいましたようにこの公立病院に係る財政措置の取り扱いについてという通知に基づきまして、これは毎年この事業が完了するまでこの収支計画は提出することとなっておりますので、当然直近で決算に基づいてこの収支計画を出すことになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

過疎債についても県と協議はされていると思います。今回は先程言いましたように実施設計分を減額補正をした際にも協議をしていると思いますが、この建設についての過疎債の申請についてはどのような協議になっていますか。お尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今後のことにつきましてはまだ協議は行っておりません。ただ、当然今年度実施設計に着手していいということは、一旦ご了解をいただいておりますので予算に計上させていただいたところでございます。

おそらくご心配なところは、状況が変わって収支計画も悪化して、それに基づいて過疎債を借り入れることができないのではないかとということだと思っておりますが、その部分につきましては、やはり今後の収支の状況、そして今後の見通しを県を通じて国に説明していくことになると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今回の質問を通して町長にお尋ねをするわけですが、こういうように今三戸課長の方からなかなか厳しい、また苦しい答弁をいただいております。これは町長の、先程も言いましたように越権行為による不当介入により、病院の新築移転についてだけでもこれだけの影響を及ぼしています。無駄な時間、無駄な労力、無駄な人件費をかけることになっています。この責任について町長はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今回のくらの病院の一連の騒動について町民の方々にご迷惑と不安を与えてしまったことは、本当に大変申し訳なく思っております。

今は、先程も申しましたように、河野理事長先生に本当にご尽力をいただいております。医師の確保にも本当に東奔西走されていると伺っております。限られた、残された時間の中で新病院を建設し、町民と地域住民の皆様にご安心、安全な医療サービスを提供できる体制を構築していくことが今私に課せられた責任だと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

言葉としてはいいのですが、この病院の新築移転だけでなく、今回とは少し離れますが、くらべて病院の患者さんや家族、くらべて病院の医療体制、地域医療、休日夜間の医療体制など、多方面にわたって迷惑をかけているわけです。

ご迷惑をかけましたと、また今、頭を下げられましたけれどもその責任の取り方として、今言ったようなことだけでいいのか、また、そういうように先程言われましたが、そういう気持ちがあるなら先程も言ったように、なぜ誓約をするとか、公式にすぐ謝るとか、そういう答弁が出てこないのか、そこが私としては全く分からないのです。

もう一度、多方面にわたって迷惑をかけたことで、先程の宇田川議員の質問もありますが、どのような事を感じ、責任をどのように取っていくのかももう一度お尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今、申しましたように、病院の正常化と町民と地域住民の皆様に安心、安全な医療サービスを提供できる体制を再度構築していく、これが今私に課せられた責任だとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

なかなか誓約もされないし、時を見て記者会見をするみたいな答弁が先程ありましたので、そういう答弁がまた世間で当然知られることとなるでしょうし、そうすれば、そうじゃなくてもなかなかお医者さんの招聘に対しての障壁になっている部分が改善されないということで、なかなか医師の招聘も難しいなというような気がします。とても残念なことですが、けれども質問は次に移ります。

この質問も9月議会で質問をさせていただきましたが、質問時間の関係で中途半端になりましたのでもう一度質問させていただきます。

今回は1から3まで分けて通告をしていましたがそれぞれ関係があります。

まず建設地を文化体育総合施設内北側に決定した根拠についてお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず初めに町が実施した庁舎に関連する設問のある直近のアンケート調査ですね。これは平成28年の3月、都市計画マスタープランの見直しの時では、これからの町の中心部として「鞍手インターチェンジ周辺」並びに「中央公民館周辺」という回答が上位を占め、その中心部を活性化させるためには、「公共的施設の集約が重要」との結果が出ており、第5

次総合計画及び都市計画マスタープランの中で「都市機能拠点まちなか」の整備として都市機能の集約の方針を掲げております。

庁舎等建設地についても、町の最上位計画に基づき、この方針を軸として、行政内部に設置する推進本部でボトムアップでの検討を重ねたものであり、附属機関である庁舎等建設検討委員会でご審議の上、中間答申をいただいたものであります。

現在の役場庁舎は町全体の中央部ではありますが、建築後60年が経過した今、その周辺は発展したわけではありません。むしろ、公共施設が点在していることで、利用者は用件ごとに大きな移動を強いられております。特に自家用車を利用できない高齢者の方などにとっては非常に不便な状況ではないかと考えています。

今回の役場庁舎の建替えといった機会を捉え、都市機能の集約によりしっかりとした「核」となる場所を形成し、それを周辺地域に波及させていくことがコンパクトなまちづくりを進める上でも重要であり、既に一団の公共施設が集約され、くらて病院も町立野球場に移転予定でありますし、中央公民館周辺は、最も「核」として適している場所であると検討委員会で民主的に諮られたと聞いております。

さらに、庁舎等建設地である文化体育総合施設内北側用地は、墓地や石炭資料展示場の移転等を伴い、その関連費用も必要となりますが、町有地として計画規模の敷地面積を確保でき、また、主要幹線道路に接していることから市民性に優れているということも一利あります。50年、60年先においても、まちのシンボルとして機能する「最適地」であると考えています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

縷々説明をいただきました。一つ、まちづくりの視点からも交通アクセスの利便性と都市機能の強化、集約というような答弁がありました。

よくよく考えてみると、本当に交通アクセスの利便性が最大限生かされるのかどうか、都市機能はそこに集約し、核を作ることが安心、安全面からも本当にいいのかというのを、言葉としてはあるのですが、一つずつ分析し噛みしめて見てみると、必ずしもそれが町にとってプラスになるとは思えないのではないかなというところがあります。

例えば、交通アクセスの利便性というようなことで現在の北側用地がいいというようなことがあります。あそここの場所を見てみますと道路からかなり高台にあります。現在のバス停はトライアルの前にはありますが、あそこから交通弱者と言われる高齢者などが上まで上がっていくのは、かなりの坂を登って行くことになります。

今の役場に来られる高齢者の方も結構苦勞して来られる方もあるようです。今度バスを役場建設の玄関前まで回すと、迂回させるということになりますと現在でも今中学校の方に迂回をしてバスが回るようになりました。そのことで運行時間が掛かると、非常に時間が掛かって不便になったというような意見も聞きます。

役場の方にあの坂を鞍心館の方から上がって下りて行くというようなことになるかもしれませんが、やはりそこで止まって乗降客の時間がそこ1分なのか2分なのか3分か分かりませんが、時間が掛かればより時間が掛かるようになるわけです。そういったことから、実際は不便になるかもしれないというふうに思いますし、また、ここの役場と言われている北側用地とでバスの運行を考えた場合に、ここの役場でもどこからでもアクセスはできるようになっていますし、例えば長谷にしても室木、八尋にしても、ここに来るよりもおそらく北側用地ですと倍ぐらい、3分の2ぐらいはプラスになるかもしれません。

永谷にしても古門にしても当然今よりも時間が掛かるようになるでしょう。ということは本当に高齢者、交通弱者にとって北側用地がアクセスの最大限生かした場所になるのかどうか、ちょっと疑わしいのではないかと。当然、地理的な位置関係からしても東側に移るわけですからそういうことも考えれば当然アクセスは、私は今のこの場所より悪くなるというふうに考えています。

また、安心、安全、水害だとか地震だとか、そういった災害についてのことも考えてみますと、今言われている北側用地については山土のところだということでも地盤はしっかりしているというようなことですが、剣南小学校の壁面にある地層を見ますと、かなり斜めに隆起した地層が出ています。ですから、おそらくあの辺一体は古代遠賀川の流域の河口から先、岬のようなところだったのだらうと思うのですが、いずれにしても隆起をしている場所だらうと思います。地層の中に断層があったり、色々考えられる、想定されることはあるのです。

実際に公共施設を1カ所に集中しますと、例えば、そこが地震等でやられた場合に全てがやられてしまって危険を回避できないという可能性もあります。ですから、案外「核」となるような公共施設は適度な距離、そんな無茶苦茶離れたところに置くわけではなくて、適度な距離において危険を回避する、分散するというような考え方も必要ではないかなというふうに思っております。

ですから、1カ所にするのは利便性が高まるというような話ですが、案外危険を内包してしまうということも考えられるというふうに私は思います。

アンケートの話もありましたが、アンケートについても自由意見157件ありましたが、公共施設の集約については16件なんです。157件の内の16件が公共施設の集約といった意見が多く出されていたというように、この計画の中の資料に付いておりました。アンケートの中で多かったのはATMを求める意見、これが50%ということです。その次に多かったのは保健センターや福祉センター、これは役場の機能として求めるということが46%、また41%あったというふうにこの計画書の資料の中に付いておりました。ですから、むしろ保健センターや福祉センターを併設するというような意見が多かったということは、保健センター、総合福祉センターが今立派なものがあるわけですから、そこに役場を併設する方が財政上も私は効率的で経費も縮減できるというふうに考えてます。ということでもう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今議員がおっしゃいますのは福祉センターに役場庁舎をとということなんですが、今町が考えておりますのはその逆で、役場庁舎に福祉センター、保健センターの併設を複合施設として考えております。

というのは、平成28年3月の定例会で議決していただきました第5次鞍手町総合計画の中では、俗に言うL字ラインと言いますが、北九鞍手夢大橋からインターまでのLラインのライン上に公共施設、医療機関及び商業施設などの様々な都市機能を集約しとなっております。それに基づきまして町としては北側用地として、候補地として考えております。整合性を取るためにそういうふうを考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合計画はよく承知をしています。ただ総合計画は全体のアウトラインを作るわけで、それが全て整合性を取りながら確実にきちっと何でもしていくというわけではなくて、アウトラインですから吟味をしていけばそれが町民にとっては実はプラスにならなかったというふうなことがあれば、当然5年毎に見直していけばいいわけですから、組み直しも必要としていけばいいわけですよ。

特に財政上のことで中央公民館に併設するとか、保健センターを作るとかというようなことになっていますが、中央公民館も総合福祉センターよりも20年も古いのです。作って37年経っています。

基本計画の中では福祉センターは大規模改修、中央公民館はリニューアルという言葉を使い分けてこの中で書かれていますが、むしろ大規模改修が必要なのは中央公民館の方ではないかなというふうに思います。

特に、建物の付帯設備として電気設備、昇降機、配管とか、そういったものの耐用年数を15年と書いて、総合福祉センターはそういうものを全て替えないといけないから10億掛かるとかというふうなことになっていますが、むしろ昇降機は総合福祉センターにエレベーターもありませんので、むしろ中央公民館の方こそ37年も経っているので大規模改修、尚かつそこに色々な福祉センターの機能を持たせるというふうにすれば、中のレイアウトから何から全部替えないといけない。特に、空調は設置型の空調で音もうるさくて、また一番大きい第一研修室なんかはコンサートとか演奏会には不向きなような空調にもなっています。そういった意味でもむしろ大規模改修は中央公民館の方で、リニューアルは総合福祉センターの方ではないかなということから考えれば、財政上36億掛かるというふうになっていますが、実質的には22億は鞍手町が予算を持つようになっていきますので、20億

ぐらいで移転立替ができるのであれば、むしろ過疎債にも頼らず私は財政上にも負担が掛からないというふうに考えていますがいかがですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

先程も申しましたように、最上位計画であります総合計画に基づきまして人望をとらせていただいています。そして今、中央公民館のリニューアルということですが、言葉上リニューアルとしておりますが、庁舎の建設の予算の中には中央公民館の外壁、防水、エレベーター、空調、電気のLED化、各研修室内装の改修等を含んでおりますので、議員さんがおっしゃいますように大規模改修にはなろうかと思えますけれど、この分は庁舎建設の中には含んでおります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは水掛け論になりますので、あと2と3は同じような内容になりますので質問をします。

この12月議会で福祉棟の浴場を来年3月末で廃止するための議案も提案されています。その提案説明の中で庁舎等建設検討委員会の中間報告の付帯意見に基づくと、行政内部で閉鎖後の処分に着手したとあるが、中間答申の付帯意見にある総合福祉センターは比較的新しい施設であるから閉鎖後の売却や利活用等の処分に係る検討に早急に着手するという意見がありました。

これは第何回目の検討委員会でどの委員が発言された意見なのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

しばらく休憩します。

休憩 14時50分

再開 15時00分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

すみません、資料がすぐに見つかりませんでした。ご迷惑をおかけいたしました。

この売却に向けての検討というのは、まず役場の係長以下30名による規模機能のプロジェクトチームというのを立ち上げております。

その中で、プロジェクトチームの中から出たことありまして、総合福祉センターの機能を庁舎に持ってきて複合施設にしようということは、そのプロジェクトチームの中から出

てきました。

その後、町長以下管理職で構成しております本部会議の中で決定いたしまして、その後検討委員会の方に提案しております。検討委員会の中で提案した時に、最初にもう売却に向けて町の方は検討していますということで説明はさせていただきました。

ですので、委員さんの中から売却ということの話はあっておりません。その時に検討委員会の中で事務局の方から売却に向けていくということで説明したところ、ある委員さんの方から、3年という期間が区切られております。後々になって色々な問題が起こらないように早急に検討してくれということで言われましたので、そのように付帯意見として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

端的に言えば事務局からの提案を付帯意見に上げているわけでしょう。付帯意見というのはそういった事務局からの意見を付すようなものですか、どうですか。

これは委員会の委員さんの意見を付帯して意見として付けるものではないですか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

事務局の方から提案したことを委員さんはもうそれで全て了承されましたので、売却に向けることは了承されました。それに向けての付帯意見として委員さんから早急に検討して下さいという意見が出ましたのでそれを付帯意見として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

1回から6回までつぶさに会議録を調べてみましたが、なかなかそういうやり取りについては私は捜すことができなかつたのですが、少なくともこれは町長から諮問を受けて、町長に対して答申するわけでしょう。そういった提案自体が委員会です承されたとはいえ、付帯意見として付けること自体がおかしくないですか。これは事務局案でしょう。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

町長からの検討委員会に対する諮問は候補地、それと規模、機能についてと、基本計画の3つが諮問されております。その中で規模、機能というところにここが該当しますので、その規模、機能というところの検討するところで事務局としては今のところこういう資料ということで提案させていただいております。

その資料に基づきまして検討委員会の中で話合っただきまして、最終的に了承をい

ただいたということです。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

基本的にここは要するに利活用して売却する、または利活用するという案は、要するに行政で作っている案ですね。その行政で作った案が例え検討委員会で了承されたとしても、その案に基づいて今度は将来的な全施設の利活用を前提としてプロジェクトの提案もあったということになっています。この提案理由の説明では。

ということは、付帯意見として出しておきながら、今度は付帯意見に基づいてプロジェクトの提案があったということになりますよね。要するにその委員さんが了承したとはいえ、委員さんの意見によってそういった提案があったわけでもなんでもないわけですよ。

もっと言えば、ここの提案理由を読めば行政内部において検討していたわけですね。検討しておいた時にどうしてプロジェクトの提案がどこからあったのか、町内からあったのか、町外からあったのか、どこからこのプロジェクトの提案というのはあったのですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

プロジェクトの提案があったのは10月の半ば頃です。IT関係の企業から町内の空き施設を探しているというところからそういったご提案がありました。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

その提案があつて、すぐこの総合福祉センターはどうですかというような話になったのでしょうか。それはどうですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

これについては、実習棟とか他の北中学校の空き施設等色々あります。ただライフラインとしては、今稼働しているのは総合福祉センターだと。私共もその企業体に決めたわけでもないし、ただ先程も総務課長が申しましたとおりに3年後に総合福祉センターが、今の計画でいけば空くということになりますと、そういうものも現状進行しながらいかないと3年後に空いた時からスタートしてもなかなかすぐには上手くはいかないだろうというところで、条件整備ということで今回上げている議案を出させていただいたということになります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そもそも告示もしていないし、公表もしていないし、不動産関係の評価はしているのかどうかも分かりませんが、そういった話があったからといってそういった特定の企業に対して情報を提供するということが自体が不公平、不公正な話にならないですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

先程と繰返しになりますが、そこに決まったわけではなくて、町にはこういう施設がありますというふうに見せた。ただその段階では既にこの中間答申が出ておりますので、早急に売却等に向けた検討に着手しなさいということがございましたので、それは公表されております。ですから、そこは施設の一つとして見せたということがあります。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

しかし提案理由によると、この気を失することなく取組を進められるよう段階的に条件整備を行っていく必要があるためということで、ほとんど特定されているのではないですか。このプロジェクトを提案した企業に対して段階的に条件を整備していく必要があるためにこの福祉センターを、まず福祉棟の浴場から閉鎖していこうという内容ではないですか、どうですか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

福祉棟の浴場を閉鎖するという問題とこれはもう全然違い、福祉棟の浴場については先程お答えがあったと思いますが、もともとこの方向でやっていくと。庁舎の新築移転に伴って機能移転に伴って空きとなる総合福祉センターの利活用については平行して考えるというところで、私共は先を見据えて色々考えていかなければならないというスタンスで立っております。

ただし、今言われたような企業体に貸すと決定したわけでは当然ございませんので、普通財産の貸付については財務規則にもありますので、当然何らかの機会の確保といいますか、ある一定期間公募等を行いまして、空きが出た場合はそこに公募をかけまして適正なところにお貸しするという事になるのかなと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

総合福祉センターを貸付けするというような話ですけど、もう貸付けの前提みたいで、要するに売却するというような話も一つも出てきませんでしたが、この提案理由自体が6

8号の福祉センターの浴場の閉鎖に対する議案説明なんです。その中で今言ったようなことが言われているわけです。ですからこれは直接福祉センターの福祉棟の浴場施設と又は総合福祉センター全体の閉鎖についての関係もしますけれど、今いみじくも貸付けについて話がありましたが、普通財産を売却する場合は、先程言いました公募、または告示、そういった期間が必要になりますが、特定の企業にこれを貸付けている場合は、随意契約で売買することもできるような売払い規則になっています。

ですから、1年なり、2年特定の企業に貸付けると、今度はその企業に対して随意契約で売却することができるのです。そういったことがこの中にある、要するに段階的に条件を整備するという言葉になっているのではないですか。

ほとんど特定の企業に売り渡す、その前段として貸付けようと、そういう話ではないですか、違いますか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今議員がおっしゃいますように、特定の企業に売払う、売却になると当然3年後になります、今福祉棟を貸すということと、3年後に売却するということは別問題だと考えております。

3年後にまた売却する場合は、その時に、今現在福祉棟を借りて3年後に全部を買いたいという提案というのは今あるのですが、別にそれでなくて、最初から3年後に全部を買いたいということで、そういう企業体も現れるかもしれません。そのこともありますので3年後にはまた福祉センターを閉鎖した後に、公募によってまた新たな企業体が見つかるかも知れませんし、その場合を見越しましてまた公募はかけたいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

先程も言いましたように普通財産売払いの事務取扱要項の中に、売払いの方法として随意契約できる場合がいくつか書いています。その中に事前にそこを借りている者が当然優先されるでしょう。そこが買いたいと言えばそこ随意契約を結ぶことができるようになっているわけですから、その前段として貸し付けると。そして貸付けたところに随意契約で公募はするかどうかは別にして、前回みたいに1ヶ月ぐらい公募して、その中でいまもう実際にここを貸しているところがあるから、ここに売りますということになれば当然そこが優先されるわけです。そういったことも含めて今回のこの段階的に、要するに福祉センターは最終的には売っていかうと、売っていく手はずとしてこどもの遊具は取り外し、福祉センターの入浴施設は閉鎖し、そしてあるところに貸付け、数年後にはそこに売却すると、その案を出したのは実は役場の事務局だったと。

建設推進本部の本部長は町長ですから、この案について当然了承もしているでしょうけれども、そういうような手はずになっているのではないですか。

売払い、着手するのもそれこそ検討委員の委員さんが一言も言っていないですよ。了承はしたけれど早くあそこを売って下さいとか、早く処分して下さいとかは委員さんは一言も言っていないです。了承はしたと。役場からの提案があったとしても、そういうようなことで鞍手町の大事な財産。あの財産は、もう一つ聞きます。福祉センターは誰のための物ですか、誰の財産ですか。町長答弁をして下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町民の財産だと思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君に申し上げます。質問時間が30分を超えましたので質問を終了して下さい。引き続き一般質問を行います。

5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、鞍手インターチェンジ周辺開発についてということで進捗状況はどうなっているのかお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

現在の進捗状況につきましては、地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

鞍手インターチェンジ周辺開発の進捗状況につきましては、本年6月定例会の行政報告及び全員協議会の場におきましてご報告をさせていただいておりますので、その後の進捗状況についてご説明をいたします。

時系列で申しますと、6月～8月にかけてまして事業予定地に存在する高ノ口墓地の地権者への移転説明、そしてこれが合意がなされております。

7月～8月にかけてまして高ノ口墓地改装のための現地及び移設先用地の樹木等の伐採を行っております。

7月～11月にかけてまして開発エリア以外の農地にかかる水利関係者との協議、合意を行っております。

それから9月上旬に開発に係る地権者同意説明会を開催しております。これは開発許可等申請にかかる最終的な同意をここでいただいております。

9月中旬には農地及び町有地を除く山林等の買収、名義変更が完了いたしております。

9月中旬～11月中旬にかけて高ノ口墓地移設先用地の造成及び改葬・移転が完了いたしております。

12月に入りまして現在、高ノ口墓地内における無縁墳墓の調査、これは今の土の表土の方ですが、1メートルぐらい剥いて遺骨がないかどうかの調査を行っております。

このような進捗状況でございます。

また、開発に向けた町及び県の担当部署との協議は随時行っており、現在、12月20日締め農地法に基づく農地転用に向けて申請書を作成中であると聞いております。

併せて都市計画法に基づく開発申請及び森林法に基づく林地開発申請も同時期に提出すると聞いております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私が聞きたいのは、今の説明もいいのですが、ちょっと小耳に挟んだのは物流が来るという話をお聞きしていますが、そういうのは入っていますか。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

進出する企業はというよりも、今回の申請に当たりましては開発事業主体であります鞍手開発、合同会社の方が自ら造成し建物を建てる、それは物流用の建物というふうなことで申請をされると聞いております。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

何でそうなるのかよく分からないのですが、インターチェンジ周辺開発というのは、鞍手町のメインの事業でもあると思います。メインの事業で当初から物流とかが来ても開発にならないと。要は人も雇えない、人が来ない、そういう物流になったら駄目ではないかという話を前にもしたと思います。

民間が開発するのですから民間というのは当然買って、売って、儲ける、だから鞍手町全体のことを考えるわけではないのです。民間は自分が儲ければいいという考えしかないわけです。だから鞍手町の全体のことを考えて物流でいいのですか。そこは町長にお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

竹内議員が言われるのは本当に私も痛いほどよく分かります。

先程、立石課長が申しましたように、鞍手開発の合同会社が今そこを開発されております。何度も代表の方がお見えになって私共も何度も話をさせてもらいました。

要望としては、私としてはできる限り工事においても町内業者をなるべく使って下さいとか、できれば鳥栖にある「アウトレット」みたいな、ああいったものが来たらいいですねと、そうすると雇用も促進になるし、そして色々な各地方からも沢山の方が鞍手にお見えになるから、そういうのが助かりますけれどというお願いは重々いたしておるところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

町長はそういうふうなお願いはされているのですが、これは民間に全部任せるからこうになってしまうのです。私はなぜ行政も中に山が1つあるだけで、はっきりいって民間開発ですから口が出せない。これは言い方が悪いのですが病院と違うのですから、民間に対してはもうちょっと強く言って、違う業種を持ってきてもらうなり、なんなりしないと、あそこに物流ができれば鞍手町は終わりですよ、はっきり言って。

あれだけの広さでインターを下りたら物流かで終わりなんです。ですから、もうちょっとどんどん営業をしていただきたいと。これは本来、町がもう少し絡んで、これでなければ駄目とかというふうに言える立場までなっておけばいいのですが、あくまで土地が中にあるというだけで、あまり口が出せないというのがあるものでそうなっていると思いますが、その辺はこれからどうされますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

町として、町の雇用や活性化に貢献できるような企業の進出を当然私も望んでおります。ただし、事業主体である鞍手開発合同会社は同様で、鞍手開発の方もそういう意味においては行政とは同じベクトルの向きを向いているのですね。

先だって町村会の勉強会があった時に、小川知事がお見えになりまして、懇親会も丁度私の横にお座りになられたのですが、その時に知事が「あそこはどうなりよるね」と逆に私にお尋ねになられまして、「何とかあそこは私としては、アウトレット的な、まずはキーテナントとなる大きな何かが、人が集まるような何かそういうものはできませんかね」と言ったら、知事がそうなりますと県の開発行為にかけなくてはいけないということに、言うなれば大店法に準じた開発をやっていかななくてはいけないということで、「どうなんですか」と知事に言いましたら、知事が「ちょっと時間がかかるでしょうね」という話でした。これは如

ことがあるのですかということでもちょっとお聞きしましたが、これは四方山話です。

町長はそんなことはありますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今その話を聞いて私もびっくりしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

これはあくまでもそういう話があるということで、ちょっと危なかしいなと思っているので私はこの場で言わせていただきました。

何でこんなことを聞くかという、一つは病院問題が新聞報道になった9月の時点、ある町の町長さんから「くらて病院はどうなっているのかね」と聞かれました。

その時の会話の中で、その町長さんが言われたのは、新聞報道を見る限りでは町長が人事に拘わって自分が何か儲けようとしているのではないかというような、そんなふうにつえられるような記事だったということですね。

「そんなことをする人かね」と聞かれましたので、「それはお金を持っているので、ないのではないですか」という話をしました。これも四方山話です。

「徳島町長がそんなことをするわけないものね」と、そういうことを言われました。これは、これからここ数年大きなお金が動くだけに、もの凄く気を付けていかなければいけないと私は思っております。

それで、一つは透明性の確保のためにも電子入札とか、そういうものを取り入れたらどうなのかというようなことも考えていますが、そういうことはどうなのでしょう。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

正直言いまして、入札の委員会は副町長が代表で入っていますし、僕は入札にはほとんどタッチしていないのです。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

これは入札の透明性ということでございますが、電子入札が透明性があるかということになると、電子入札したから透明性が確保できたということにはならないのかなと思っておりますが、そうは言いながらこういった大きなお金が動くということで、例えば、入札になった、こういった入札になるかまだ分かりませんが、そういった不正のないような形で進めていくというのが基本であろうというふうに思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

とにかくそういうことに気を付けて下さい。

新庁舎建設予定の今後の見通しということで、この調子でいくと32年度末に間に合うのかどうかということをお聞きします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

庁舎に関しましては予定どおり32年度末、これは国の財政措置がありますのでスケジュールどおり32年度末に建設できるように進んでいきたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

病院の方はどうですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程も岡崎議員のところでもご答弁がありましたように、基本的にはくからて病院の建替えにつきましては、まずやはり医師の確保ということが前提になります。この医師の確保の見通しが立つのであれば、残された時間の中でこの建替えは進められるというふうに思います。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

ぜひ、両方とも32年度末までに間に合うように、庁舎は問題ないとしても病院はとにかく正常化、今回嘆願書が出て、まず病院の存続を私達は考えています。今回も特別委員会で色々ありましたけれども、私が言われたのは、「あんた達は議会で何をしているのか」と、「何で下手人捜しばかりでなくて存続を何でちゃんと話をしないか」ということを、よく意見を言われまして、私もとにかく今回河野理事長が一生懸命頑張っておられますので、全部一任をし、議会としても全員でなくとも、本当なら全員でもいいのですが、ぜひ河野先生、病院の方と話をし、やはりよろしくお願ひしますというようなことを議会としてもしたらいいのではないかなと私は思います。

町長も誠心誠意、新理事長にお願ひをし、病院の方々に願ひをし、医師の招聘も上手くいくように、32年度末に病院が新しいものが完成するように努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

行政としては窓口が当然のことながら病院サイドの窓口といたしましては、河野理事長さんを筆頭に理事会ということになります。

何回か病院の方にもお願いにも行きまして、先程も申しましたように30日は逆にお越しになりました。理事会の皆さん方と河野理事長を筆頭にですね。

その中においてもしっかり河野先生とにかくお願いいたしますということでお願いをし、一緒にやりましょうということで、行政としては応援をさせて貰いますということもきちんと話をさせて、今は本当に河野理事長も行政、つまり私を含めて行政、そして担当、全てにおいて病院の理事会、河野先生を筆頭に理事会とは良好な関係であり、そして新病院建設に向けて頑張るということで、河野理事長が本当に心底おっしゃいました。

私としてもそれを真摯に受け止めて、役場としてはしっかり支えていき、応援をしていきたいとそうように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

最後にインターチェンジ開発にしろ、病院、庁舎、どちらも建てるにしろ、今後の鞍手町の20年、30年、50年後を見越していかなければいけないので、とにかく頑張って役場の職員の皆さんも悪い話があっても跳ね除けて、これは今新聞でリニヤカーで色々問題になっていますので、当然役場の職員の方も気を付けていただきたいと。

とにかく全ての事業に関してベストを尽くしていただいて、いい物を作っていただきたいと、そのように願っています。よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

最後に申し上げます。

先程、宇田川議員の質問の時に調査特別委員会の議事録等をもらえなかったという町長の答弁がありました。

誤解のないようにしたいと思いますが、調査特別委員会の議事録はどなたが来られても閲覧できるようになっておりますので、資料提供を議会事務局が阻んだということはありませんので誤解のないように申し添えておきたいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 15時39分

※ 会議録中 34 頁の〇〇〇は、鞍手町議会会議規則第 63 条の規定により発言取消の申出があり、会議において許可されたため削除しております。